

## 下妻市公民連携まちづくり砂沼戦略プラットフォーム設置要綱

### (設置及び目的)

第1条 下妻市公民連携まちづくり構想砂沼戦略に基づき、新たな下妻ライフの実現に向け、地域資源である砂沼を中心に暮らしと産業を創り直し、公民が連携しエリアの価値を高めながら、持続可能かつ豊かな暮らしを実現することを目的とし、下妻市公民連携まちづくり砂沼戦略プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

### (活動)

第2条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 公民連携に関連するセミナー等のイベントの開催
- (2) 会員が実施する公民連携に関するイベントへの協力
- (3) 会員が実施する公民連携に貢献する活動の広報・発信
- (4) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

### (組織)

第3条 プラットフォームは、事務局、推進メンバー及び会員をもって組織する。

### (事務局)

第4条 プラットフォームの活動に関する事務を処理するため、下妻市都市整備課砂沼戦略推進室に事務局を置く。

### (推進メンバー)

第5条 推進メンバーは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プラットフォームの運営並びに公民連携事業に関する合意形成及び方針の協議
- (2) プラットフォームの活動に関する意見交換及び推進メンバーの所属する団体への情報提供等
- (3) 事務局との協議及び調整
- (4) その他プラットフォームの目的達成のために必要な事項

2 推進メンバーは、学識経験者、関係団体の推薦を受けた者及び市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

### (会員)

第6条 会員は、プラットフォームの目的に賛同し、この要綱の規定を遵守する企業、団体（法人格の有無を問わない。）及び個人とする。

2 プラットフォームへの加入を希望する者は、その旨を事務局が指定する書面等により

提出することで会員となる。

3 会員は、前項の申込事項に変更がある場合は速やかに事務局に申し出るものとする。

4 会員は、書面等により事務局に届け出ることで退会することができる。

5 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員を除名することができる。

(1) この要綱の規定に違反し、プラットフォームの信用を著しく害したとき。

(2) 会員が解散又は営業の停止をしたとき。

(3) 第8条及び第9条の規定に違反したことが判明したとき。

(4) その他プラットフォームの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき。

(運営)

第7条 プラットフォームへの入会金及び年会費は、無料とする。ただし、プラットフォームで実施する活動のために必要と認められる場合は、当該活動に参加した会員から相応の負担金を徴収することができる。

(情報の利用制限)

第8条 会員は、事務局が承認した場合を除き、プラットフォームの活動を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用することができないものとする。

(暴力団員等の排除)

第9条 会員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(損害賠償)

第10条 プラットフォームが会員を対象に実施する活動等により生じ得る一切の損害（精神的苦痛、人材等の派遣の際に生じた事故その他の金銭的損失を含む一切の不利益）について、下妻市、推進メンバー及び会員は負担しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則（令和3年告示第105号）

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

付 則（令和 5 年告示第 92 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（参 考）

公民連携まちづくり砂沼戦略プラットフォーム設置要綱第 5 条に定める推進メンバー

学識経験者

茨城県都市整備課

茨城県都市計画課

茨城県常総工事事務所

江連八間土地改良区

関東鉄道株式会社

関鉄パープルバス株式会社

下妻市（下妻市公民連携まちづくり砂沼戦略実行委員会）

茨城県下妻警察署

下妻市自治区長連合会

下妻消防署

下妻市商工会

下妻市観光協会

下妻市建設業会

下妻市千代川建設業協会

下妻市金融団

まちづくり実行委員会民公連携

砂沼環境連絡協議会